

## 政策調整会議次第

日時 令和2年1月7日（火）

午前9時

場所 別館3階 市長公室

1 開会

2 議題

（1）朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）

# 資料番号 1

## 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）の概要

市民環境部 環境推進課

### 1. 制定の理由

土砂等の堆積に関して、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、新たに、本条例を制定するものです。

### 2. 条例案の概要

- ①埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の対象外のうち、500㎡以上3,000㎡未満の土砂等の堆積について、新たに規制の対象とし、土砂等の堆積を行う場合には、市長の許可制とします。(第6条)
- ②堆積する土砂等の高さやのり面の勾配等の許可基準を設定します。(第8条)
- ③堆積する土砂等に関して、土壌基準を設け、汚染された土砂等の堆積を禁止します。(第16条、第17条)
- ④土地所有者等に対して、勧告や公表することができることとします。(第20条)
- ⑤違反者に対しては、罰則規定により、懲役又は罰金を科します。  
(第24条、第25条、第26条、第27条、第28条)

### 3. 県内の状況

平成31年4月1日現在、40市中33市が制定済みです。(資料参照)

### 4. 施行年月日

令和2年10月1日

### 5. 議会上程

令和2年第1回市議会定例会

## 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、土砂等の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は土砂に付着した物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土砂等の堆積 埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。
- (3) 有害物質 鉛、<sup>ひ</sup>砒素、トリクロロエチレンその他の規則で定める物質をいう。

### （市の責務）

第3条 市は、無秩序な土砂等の堆積を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土砂等の堆積を監視する体制の整備に努めるものとする。

### （土砂等の堆積を行う者の責務）

第4条 土砂等の堆積を行う者は、当該堆積に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害の発生を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、土砂等の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

### （土地所有者等の責務）

第5条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、無秩序な土砂等の堆積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

- 2 土地所有者等は、土砂等の堆積を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の堆積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生するおそれのないことを確認し、そのおそれのある土砂等の堆積を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

### （土砂等の堆積の許可）

第6条 土砂等の堆積を行おうとする者は、土砂等の堆積に係る土地の区域ごとに土砂等の堆積に関する計画を定め、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の堆

積については、この限りでない。

- (1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満又は3,000平方メートル以上の土砂等の堆積
  - (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積で当該事業の区域内の土砂等のみを用いて行うもの
  - (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る土砂等の堆積
  - (4) 国、地方公共団体その他規則で定める法人が行う土砂等の堆積
  - (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積
  - (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、無秩序な土砂等の堆積のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積
- 2 前項の土砂等の堆積に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 土砂等の堆積に係る土地の区域の所在及び面積
  - (3) 土砂等の堆積の目的
  - (4) 土砂等の堆積に関する計画を定める者から直接工事を請け負った者（第8条第2項において「元請負人」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (5) 最大堆積時において土砂等の堆積に用いる土砂等の数量
  - (6) 最大堆積時における土地の形状
  - (7) 土砂等の堆積の完了時における土地の形状
  - (8) 周辺的生活環境の保全のための方策
  - (9) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
  - (10) 前号に掲げるもののほか、災害、事故等の防止のためにとる措置
  - (11) 土砂等の堆積を行う期間
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 第1項の許可の申請には、当該申請に係る土砂等の堆積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- （住民への周知）

第7条 前条第1項の規定による申請をした者は、当該申請に係る計画の概要を土砂等の堆積に係る土地の区域の周辺の住民に周知するよう努めなければ

ならない。

(許可の基準等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があった場合において、土砂等の堆積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 土砂等の堆積の完了時及び最大堆積時において堆積する土砂等の高さ及びのり面の勾配

(2) 排水施設、擁壁その他の施設

(3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ、配慮すべき事項又は講ずべき措置

2 市長は、第6条第1項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請に係る元請負人が第1号に該当するときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 土砂等の堆積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。

(2) 土砂等の堆積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないとき。

3 市長は、第6条第1項の許可には、夜間における土砂等の堆積の禁止その他の生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。

(変更の許可)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項第2号から第10号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

(変更の届出)

第10条 許可事業者は、当該許可に係る第6条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第11条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により、第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。

- (2) 第6条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の堆積に着手しなかったとき。
- (3) 第6条第1項の許可に係る土砂等の堆積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂等の堆積を行っていないとき。
- (4) 第8条第1項の基準に適合しない土砂等の堆積を行ったとき。
- (5) 第8条第3項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。
- (6) 第9条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けずに土砂等の堆積を行ったとき。
- (7) 第19条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。  
（標識の掲示）

第12条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、当該土砂等の堆積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 前項の標識を掲示した許可事業者は、当該標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、記載した事項を書き換えなければならない。

3 第1項の標識を掲示した許可事業者は、前条の規定により許可を取り消されたとき、又は当該許可に係る土砂等の堆積を完了したとき、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

（関係書類の閲覧）

第13条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを当該土砂等の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（着手の届出）

第14条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（定期報告）

第15条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後20日以内に、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地)

(2) 許可年月日及び許可番号

(3) 土砂等の堆積に係る土地の区域の所在及び面積

(4) 当該各期間内に搬入した土砂等の採取場所及び当該採取場所ごとの数量

2 前項の規定による届出には、土砂等の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(土壌基準の遵守)

第16条 許可事業者は、土砂等の堆積を行うときは、堆積する土砂等の有害物質による汚染の状況について、規則で定める基準（以下「土壌基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、規則の定めるところにより、土砂等の堆積の場所、方法等からみて当該土砂等の有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けたときは、この限りでない。

(堆積に係る土地の汚染調査)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を行う土地の区域の土砂等について、規則で定めるところにより、汚染の状況の調査を行い、当該調査の結果を市長に届け出なければならない。ただし、前条ただし書の確認を受けたときは、この限りでない。

(完了等の届出)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。当該土砂等の堆積を廃止した場合も、同様とする。

(措置命令)

第19条 市長は、許可事業者が当該許可（第9条第1項の許可を受けた者にあつては、その許可）を受けた土砂等の堆積に関する計画に従って土砂等の堆積を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土砂等の堆積を行った者（当該土砂等の堆積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の堆積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂等の堆積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれが

あると認める場合（第16条ただし書の確認を受けたときを除く。）は、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂等の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 市長は、第16条ただし書の確認をした場合において、その後の事情により、当該確認に係る土砂等の堆積に用いた土砂等の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該確認に係る許可事業者に対し、当該土砂等の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地所有者等に対する勧告）

第20条 市長は、土砂等の堆積が行われた土地において、土砂等の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収）

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の堆積を行う者又は土砂等の堆積に係る土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の堆積を行う者の事務所、事業所又は土砂等の堆積を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り土砂等の堆積を行う場所の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万



円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土砂等の堆積を行った者

(2) 第19条第2項の規定による命令に違反した者

第25条 第19条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の規定に違反して標識を掲示しなかった者

(2) 第15条第1項又は第17条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第21条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(4) 第22条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第27条 第10条、第14条又は第18条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の堆積を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間（その期間内に第6条第1項の規定による申請をしたときは、当該申請に係る許可又は不許可の処分があるまでの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該土砂等の堆積を行うことができる。

## 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（令和2年朝霞市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(有害物質)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める物質は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項の特定有害物質（以下「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類（以下「ダイオキシン類」という。）とする。

(土砂等の堆積の許可申請)

第4条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、土砂等の堆積許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(法令等による許可等の処分)

第5条 条例第6条第1項第3号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定による許可
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認（確認済証の交付を受けたものに伴う土砂等の堆積であって、当該土砂等の堆積に係る敷地内で行われるものに限る。）
- (4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- (6) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第91条第1項の許可及び同法第35条の同意
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の許可又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定

による届出（農地の改良に係る一時転用の許可又は届出に限る。）

(8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の許可

(9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可（同法第9条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）

(10) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可及び同法第20条第2項の規定による協議

(11) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の許可

(12) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可（同法第11条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）

(13) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可（同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）

(14) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可

(15) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可

(16) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条第1項の許可

(17) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議

(18) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可（同条第8項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）

(19) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の許可

(20) 埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第6号）第3条第1項の認可

(21) 埼玉県砂防指定地管理条例（平成15年埼玉県条例第45号）第3条第1項の許可

（条例の適用を除外する法人）

第6条 条例第6条第1項第4号の規則で定める法人は、次のとおりとする。

(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の独立行政法人

(2) 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91

号) 第4条第1項第9号の規定の適用を受けるもの

- (3) 地方住宅供給公社
- (4) 地方道路公社
- (5) 土地開発公社
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認める法人  
(土砂等の堆積の許可の特例)

第7条 条例第6条第1項第7号の規則で定める土砂等の堆積は、次のとおりとする。

- (1) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として、土地の効用を維持し、又は高める目的で行う土砂等の堆積
- (2) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂等のみを用いて行う土砂等の堆積
- (3) 採石法又は砂利採取法の規定に基づく認可に係る土地の区域において採取された土砂等（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂等を除く。）のみを用いて行う土砂等の堆積  
(土砂等の堆積に関する計画に定める事項)

第8条 条例第6条第2項第12号の規則で定める事項は、土砂等の堆積を行う土地において必要な土砂等の堆積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況とする。

(土砂等の堆積の許可申請の添付書類)

第9条 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）及び土砂等の堆積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土砂等の堆積に係る土地の登記事項証明書
- (3) 申請者及び土砂等の堆積に係る建設工事の元請負人が土砂等の堆積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (4) 土砂等の堆積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- (5) 土砂等の堆積に係る土地の位置を示す図面
- (6) 土砂等の堆積の完了時の土地の形状に係る平面図及び断面図
- (7) 土砂等の最大堆積時の土地の形状に係る平面図及び断面図
- (8) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図

(9) 擁壁の背面図

(許可の基準)

第10条 条例第8条第1項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(変更の許可申請)

第11条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、土砂等の堆積の変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(許可又は不許可の処分)

第12条 市長は、条例第6条第1項又は条例第9条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、許可をしたときは土砂等の堆積の(変更)許可通知書(様式第3号)により、許可をしないときは土砂等の堆積の(変更)不許可通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第13条 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第6条第2項第6号又は第7号に掲げる事項に関する変更のうち、変更後の土砂等の高さが減少することとなるもの又は変更後の土砂等の堆積により生ずるのり面の勾配が緩和されることとなるものとする。

(変更の届出)

第14条 条例第10条の規定による届出は、土砂等の堆積の変更届出書(様式第5号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第15条 条例第11条の規定による許可の取消しは、土砂等の堆積の(変更)許可取消通知書(様式第6号)により行うものとする。

(標識)

第16条 条例第12条の規則で定める様式は、朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例に基づく土砂等の堆積の許可標識(様式第7号)のとおりとする。

(関係書類の閲覧)

第17条 条例第13条の規定による閲覧は、閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めて行うものとする。

(着手の届出)

第18条 条例第14条の規定による届出は、土砂等の堆積の着手届出書(様式第8号)により行うものとする。

(定期報告)

第19条 条例第15条第1項の規定による届出は、土砂等の堆積に係る定期

届出書（様式第9号）により行うものとする。

- 2 条例第15条第2項の規則で定める書類は、同条第1項に規定する3月ごとに区分した各期間の末日の1週間前の日以後に撮影した土砂等の堆積に係る土地の写真とする。

（土壌基準）

第20条 条例第16条の規則で定める基準は、特定有害物質にあつては土壌汚染対策法第6条第1項第1号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準のうち土壌の汚染に関する基準の例によるものとする。

（市長の確認申請）

第21条 条例第16条ただし書の確認を受けようとする者は、土壌基準に適合しない土砂等の堆積確認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は法人の登記事項証明書
  - (2) 土砂等の堆積に係る土地の登記事項証明書
  - (3) 土砂等の堆積に係る土地の位置を示す図面
  - (4) 土砂等の堆積に係る土地の区域を示す図面
  - (5) 土砂等の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類
  - (6) 使用する土砂等の有害物質による汚染の状況を証する書面（土砂等の採取場所が複数である場合には、当該採取場所ごとの状況を証する書面）
- （土砂等の堆積に係る土地の汚染調査）

第22条 条例第17条の規定による土砂等の汚染の状況についての調査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。

- ア カドミウム及びその化合物
- イ 六価クロム化合物
- ウ シアン化合物
- エ 水銀及びその化合物
- オ セレン及びその化合物
- カ 鉛及びその化合物
- キ 砒素及びその化合物
- ク ふっ素及びその化合物
- ケ ほう素及びその化合物

コ 特定有害物質（アからケまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち、市長が特に調査が必要と認めるもの

(2) 前号アからケまでに掲げる物質にあつては土壌含有量調査（市長が特に必要と認めた場合は、土壌溶出量調査）を行い、前号コに掲げる物質にあつては市長が指定する調査を行うこと。

(3) 調査の頻度及び地点数は、土砂等の堆積の許可に係る土地の区域の面積に応じて、別表第2のとおりとすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定有害物質にあつては土壌汚染対策法第2条第2項の土壌汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表に定める測定方法の例によること。

2 条例第17条の規定による届出は、土砂等の堆積に係る土地の汚染調査結果届出書（様式第11号）により行うものとする。

3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第1項各号に掲げるところにより行われたことを証する書面を添付しなければならない。

（完了等の届出）

第23条 条例第18条の規定による届出は、土砂等の堆積の完了（廃止）届出書（様式第12号）により行うものとする。

（身分証明書）

第24条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第13号）のとおりとする。

（書類の提出部数）

第25条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、正副2部とする。

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

事 項	基 準
<p>条 例 第 8 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 項</p>	<p>1 土砂等の高さ（土砂等の堆積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂等の堆積前において土砂等の堆積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあっては、その隣接部分の最低部と土砂等の堆積により生ずる地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂等の堆積により生ずる地表面の最高部との高低差）をいう。以下同じ。）は、2メートル（土砂等の堆積の目的から必要があると市長が認めた場合で、土質試験等により地盤及び土砂等の堆積に使用する土砂等の安定計算をした結果、土砂等の堆積により生ずる地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等の高さに係る数値）以内であること。</p> <p>2 土砂等の堆積により生ずるのり面（擁壁に覆われたのり面を除く。以下同じ。）の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配（土砂等の堆積の目的から必要があると市長が認めた場合で、土質試験等により地盤及び土砂等の堆積に使用する土砂等の安定計算をした結果、土砂等の堆積により生ずる地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等の堆積により生ずるのり面の勾配）以下であること。</p>
<p>条 例 第 8 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 項</p>	<p>1 土砂等の堆積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除するために必要な排水施設が設置されていること。</p> <p>2 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂等の堆積の目的が一時的な土砂等の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。</p> <p>3 擁壁は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。</p>
<p>条 例 第 8 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 項</p>	<p>1 土砂等の堆積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂等の堆積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。</p> <p>2 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地に土砂等の堆積を行う場合は、土砂等の堆積を行う前の土地の地盤と土砂等の堆積に使用する土砂等との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。</p>



	<p>3 土砂等の堆積が完了した後に土砂等が崩壊しないように、締固めその他の土砂等の堆積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。</p> <p>4 土砂等の堆積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂等の堆積に係る土地との間隔が最大堆積時の土砂等の堆積の高さに相当する長さを確保する等の措置が講じられていること。</p> <p>5 土砂等の堆積による周辺的生活環境への影響を踏まえ、土砂等の堆積を行う時間、期間等が定められていること。</p> <p>6 土砂等の堆積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。</p>
--	---

別表第2(第21条関係)

土砂等の堆積の許可に係る土地の区域の面積	調査の頻度	調査の地点数
500平方メートル以上 900平方メートル未満	土砂等の堆積を完了し、又は廃止したとき	1地点以上
900平方メートル以上 3,000平方メートル未満	土砂等の堆積に着手した日から6月ごと	土砂等の堆積を行った土地について900平方メートルごとに 1地点以上
	土砂等の堆積を完了し、又は廃止したとき	

※様式第1号～様式第13号(略)

## 土砂等の堆積の規制に関する条例・要綱の制定状況一覧

平成31年4月1日現在

番号	市町村名	制定状況		許可等を要する面積		施行年月日	
		条例 要綱	名 称	下限	上限		
01	さいたま市	○	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡以上	H17.4.1	※3
02	川越市	○	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡以上	H15.4.1	※3
03	熊谷市	○	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H19.7.1	
04	川口市	○	川口市土砂の堆積等の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡以上	H30.4.1	※4
05	行田市	○	行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	300㎡以上	3,000㎡未満	H15.10.1	
06	秩父市	○	秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H19.1.1	
07	所沢市	○	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H15.10.1	
08	飯能市	○	飯能市環境保全条例	500㎡以上 ※1	3,000㎡未満	H17.1.1	
09	加須市	○	加須市環境保全条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H22.3.23	
10	本庄市	○	本庄市土砂の堆積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H18.1.10	
11	東松山市	○	東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H15.10.1	
12	春日部市	○	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H17.10.1	
13	狭山市	○	狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H14.7.1	
14	羽生市	○	羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H14.7.1	
15	鴻巣市	△	鴻巣市埋立て等に関する指導要綱	500㎡以上	3,000㎡未満	H4.4.1	
16	深谷市	○	深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H19.7.1	
17	上尾市	○	上尾市土砂のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H15.4.1	
18	草加市	○	草加市土砂等の堆積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H25.7.1	
19	越谷市	○	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡以上	H27.4.1	※3
20	蕨市	×					
21	戸田市	△	土砂等の埋立て並びに堆積場に関する指導要綱	150㎡以上 ※2	3,000㎡未満	S55.7.1	
22	入間市	○	入間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H14.10.1	
23	朝霞市	×					
24	志木市	×					
25	和光市	○	和光市土砂等のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H18.10.1	
26	新座市	○	新座市土砂等のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H15.9.30	
27	桶川市	○	桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡以上	H16.10.1	※3
28	久喜市	○	久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	300㎡以上	3,000㎡未満	H22.3.23	
29	北本市	○	北本市土砂等のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H17.10.1	
30	八潮市	○	八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H17.4.1	
31	富士見市	×					
32	三郷市	○	三郷市土砂のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H17.10.1	
33	蓮田市	○	蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	300㎡以上	3,000㎡未満	H17.7.1	
34	坂戸市	○	坂戸市環境保全条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H10.10.1	
35	幸手市	○	幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H16.7.1	
36	鶴ヶ島市	○	鶴ヶ島市の環境を保全する条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H12.4.1	
37	日高市	○	日高市環境保全条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H18.10.1	
38	吉川市	○	吉川市環境保全条例	500㎡以上	3,000㎡未満	H10.10.1	
39	ふじみ野市	×					
40	白岡市	○	白岡市土砂等による田地の埋立て等の規制に関する条例	300㎡以上	3,000㎡未満	H28.7.1	

※1 ①500㎡以上 ②高さが1m以上かつ土量が500㎡以上

※2 工業地域は500㎡以上

※3 さいたま市、川越市、越谷市、桶川市は、土砂等の堆積の規制については、県条例の適用除外で、独自施行

※4 川口市は、中核市の移行に伴い、土砂等の堆積の規制については、県条例の適用除外となり、独自に新施行

※埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 平成15年2月1日施行